

別紙様式第1号（第17条第1項関係）

（日本工業規格A4）

中間業務報告書

第 期中（ 年 月 日から
年 月 日まで）

株式会社

銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

銀行

代表取締役 氏

名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 中間事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 営業所等の増減
- 3 会社役員及び職員の増減
- 4 株主の状況
- 5 貸倒引当金の状況
- 6 自己資本比率の状況

第2 中間貸借対照表

第3 中間損益計算書

第4 中間株主資本等変動計算書

第5 中間キャッシュ・フロー計算書

第6 短期資金に関する貸付金等の限度に関する書面

（記載上の注意）

- 1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。
- 2 この様式中財務諸表に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。
- 3 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 4 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。
- 5 この様式中、第2 中間貸借対照表、第3 中間損益計算書、第4 中間

株主資本等変動計算書、第5 中間キャッシュ・フロー計算書に注記すべき事項は、第5 中間キャッシュ・フロー計算書の次一括して記載することができる。

第1 第 期中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間事業概況書

1 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 営業所等の増減

区 分	前 期 末	当中間期末	増減 (△)
本 支 店			
出 張 所			
計			

(記載上の注意)

長期信用銀行代理業者が長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区 分	前 期 末	当中間期末	増減 (△)
長期信用銀行代理業者			
長期信用銀行代理業 を営む営業所又は事 務所			

3 会社役員及び職員の増減

区 分	前 期 末	当中間期末	増減 (△)
会 社 役 員	取 締 役	うち非常勤 ()	うち非常勤 ()
	会 計 参 与		
	監 査 役	うち非常勤 ()	うち非常勤 ()
	執 行 役		
	計		
職 員	事 務 系		
	庶 務 系		
	計		

合	計			
---	---	--	--	--

(記載上の注意)

- 1 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当中間期末における取締役を兼務する執行役の員数 人

- 2 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。

- 3 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。

- 4 職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。

当中間期末における出向職員数 人

4 株主の状況

氏 名 又 は 名 称	所 有 株 式 数	割 合
	千株	%
その他の株主（ 名）		
計（ 名）		100

(記載上の注意)

持株数の多い順に10名を記載すること。

5 貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	繰入額	取崩額	純繰入額 (△純取崩額)	当中間期末 残高	摘 要
一般貸倒引当金					
うち有税分					
個別貸倒引当金					
うち有税分					
特定海外債権引当 勘定					
うち有税分					
合 計					

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額	無税	百万円
	有税	百万円

6 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

(単位：百万円)

項 目	前期末	当中間 期末	項 目	前期末	当中間 期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積の永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準 補 完 的 項 目(c)		
資 本 準 備 金					
その他資本剰余金					
利 益 準 備 金			自己資本総額 (A + B + C) (d)		
その他利益剰余金					
そ の 他			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
自 己 株 式	△	△			
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△			
新 株 予 約 権					
営 業 権 相 当 額	△	△	期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
の れ ん	△	△			
基 本 的 項 目(A)			短期劣後債務及びこれに準ずるもの		
償還を行う蓋然性を有する株式等			控除項目不算入額	△	△
			控 除 項 目 計(B)		
海外特別目的会社の発行する優先出資証券			自己資本額 (D - E) (f)		

その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%			資産(オン・バランス)項目		
			オフ・バランス取引項目		
			マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			リスク・アセット等計 (G)		
			(参考) マーケット・リスク相当額		
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目 不算入額	△	△	Tier 1 比率 (A/G)	%	%
補 完 的 項 目 (B)			自己資本比率 (F/G)	%	%

[国内基準に係る単体自己資本比率]

(単位：百万円)

項 目	前期末	当中間期末	項 目	前期末	当中間期末
資 本 金			自己資本総額 (A+B) (C)		
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
新株式申込証拠金					
資 本 準 備 金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他資本剰余金					
利 益 準 備 金					
その他利益剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
そ の 他					
自 己 株 式	△	△			
自己株式申込証拠金			控除項目 不算入額	△	△
その他有価証券の評価差損	△	△	控 除 項 目 計 (D)		

新株予約権			自己資本額 (C-D) (E)		
営業権相当額	△	△			
のれん	△	△			
基本的項目(A)					
償還を行う蓋然性を有する株式等					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			資産(オン・バランス)項目		
一般貸倒引当金			オフ・バランス取引項目		
負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計 (F)		
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目 不算入額	△	△	Tier 1 比率 (A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%

(記載上の注意)

- 1 本表には、長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する長期信用銀行は「国際統一基準に係る単体自己資本比率」、海外営業拠点を有しない長期信用銀行は「国内基準に係る単体自己資本比率」を記載すること。
- 3 「単体自己資本比率」とは、長期信用銀行法施行規則第18条の2第1項第3号ロ(1)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 4 「その他利益剰余金」欄は、社外流出予定額を控除した金額を記載すること。
- 5 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 6 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨

を欄外に記載すること。

第2 第 期中（ 年 月 日現在）中間貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
貸 出 金		債 券	
外 国 為 替		(う ち 社 債) ()	
有 価 証 券		(うち新株予約権付社債) ()	
金 銭 の 信 託		預 金	
商 品 有 価 証 券		譲 渡 性 預 金	
買 入 金 銭 債 権		借 用 金	
コ ー ル ロ ー ン		売 渡 手 形	
買 入 手 形		コマーシャル・ペーパー	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定	
現 金 預 け 金		債券貸借取引受入担保金	
そ の 他 資 産		外 国 為 替	
有 形 固 定 資 産		短 期 社 債	
無 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
債券繰延資産		賞 与 引 当 金	
繰 延 税 金 資 産		役 員 賞 与 引 当 金	
再評価に係る繰延税金資産		退 職 給 付 引 当 金	
支払 承 諾 見 返		特 別 法 上 の 引 当 金	
貸 倒 引 当 金	△	繰 延 税 金 負 債	
		再評価に係る繰延税金負債	
		負 の の れ ん	
		支 払 承 諾	
		負債の部合計	
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	
		新 株 式 申 込 証 拠 金	
		資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		利 益 準 備 金	
		そ の 他 利 益 剰 余 金	
		〇 〇 積 立 金	

		繰越利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 新株予約権 純資産の部合計	△
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法
- ③ 有形固定資産の減価償却の方法
- ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑤ 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
- ⑥ 退職給付引当金の計上方法
- ⑦ リース取引の処理方法
- ⑧ ヘッジ会計の方法
- ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ⑪ その他採用した重要な会計方針

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計処理の原則又は手続を変更したとき（当該中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。）は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

② 表示方法を変更したときは、その内容

(4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項

(5) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、長期信用銀行法施行規則第18条の2第1項第5号ロによる。

(6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(8) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）

(9) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等（預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。）を担保とする貸付金（担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。）は、この限りでない。

(10) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。

(11) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）の株式又は出資金の総額

(12) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）

② 繰延税金負債

- (13) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (14) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (15) 1株当たりの純資産額（銭単位で記載すること。ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合は、記載を省略することができる。）
- (16) 会社計算規則第2条第3項第72号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨
- (17) 中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (18) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の8及び第5条の9に規定するストック・オプションに関する事項
- (19) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の10から第5条の13まで、第5条の16、第30条及び第50条の3に規定する企業結合に関する事項
- (20) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の14、第5条の15及び第5条の17に規定する事業分離に関する事項
- (21) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第3 第 期中（ 年 月 日から 日まで） 中間損益計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×
資 金 運 用 収 益	× × ×
（うち貸出金利息）	（× × ×）
（うち有価証券利息配当金）	（× × ×）
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
そ の 他 経 常 収 益	× × ×

までの規定に従い注記すること。

第5 第 期中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間キャッシュ・フロー計算書

〔直接法により表示する場合〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
営業経費支出	
.....	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
N 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	

Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高	
Ⅶ 現金及び現金同等物の中間期末残高	

(記載上の注意)

- 1 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は長期信用銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

[間接法により表示する場合]

(単位：百万円)

科 目	金 額
Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益（損失）	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	

有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額	
Ⅴ 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高	
Ⅶ 現金及び現金同等物の中間期末残高	

（記載上の注意）

- 1 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は長期信用銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

第 6 第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで）短期資金に関する貸付金等の限度
に関する書面

1 貸付金等の需要別等に関する事項

（単位：百万円）

種 類	当 中 間 期 末 残 高					
	貸 付 金	割引手形	その他の 債権	計	支払承諾	合 計
設備資金						

長期運転資金						
その他の長期運転資金						
計						
短期資金						
合 計						

2 預金及びこれに準ずるものに関する事項

(単位：百万円)

種 類	当 期 末 残 高
預 金	
政府関係預り金	
公 金 預 金	
金融機関預金	
一 般 預 金	
預金に準ずるもの	
・	
・	
計	

(記載上の注意)

公金預金には、地方公共団体、公社、公庫、公団等の預金の合計額を記載すること。